

関係医療機関の長 様

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課長

かかりつけ医機能報告の実施について（依頼）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療法に基づき1月より開始しました G-MIS を活用したかかりつけ医機能報告につきましては、現在の報告件数は416件（2月25日時点）にとどまっている状況です。

このため、当初2月28日までとしておりました報告期限を、下記のとおり延長することといたします。未報告の医療機関におかれましては、期限までの対応をお願いいたします。

また、G-MIS アカウントをお持ちであっても、「報告権限がない」と表示され入力できないとのお問い合わせが多数寄せられております。これは、令和6年1月から開始している「医療機能情報提供制度」が未報告の場合に生じる事例であり、この場合は、G-MIS の新規ユーザ登録が必要となります。登録完了まで3週間程度を要することがありますので、早めに報告画面へアクセス可能かご確認の上、必要な手続きをお願いいたします。

本制度は、医療機関の機能を住民に分かりやすく情報提供するとともに、地域において必要なかかりつけ医機能の確保に向けた取組につなげることを目的とするものです。不足する機能の補完のみならず、現在円滑に機能している医療提供体制をさらに充実させていくためにも、多くの医療機関に本報告制度へご参加いただくことが重要です。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本制度の趣旨をご理解の上、貴機関における報告への御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 報告期限

（変更前）令和8年2月28日（土）まで

（変更後）令和8年3月31日（火）まで

※できるだけ早期の報告にご協力をお願いいたします。

2 その他

報告マニュアル等を県ホームページに掲載していますので、御活用ください。

[鹿児島県／かかりつけ医機能報告制度について](https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryo/kakaritukei.html)

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryo/kakaritukei.html>



県ホームページ



よくあるご質問
(PDF)

【問合せ先】

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
医療政策係 担当：中島
TEL:099-286-2738